

市第98号議案

横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務
条件に関する条例の全部改正

横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する
条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件
に関する条例

横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例（昭和31年10月横浜市条例第33号）の全部を改正する。

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に
定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に支給されるべき給料及び手当（退職手
当を除く。）については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教
育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるため、横浜
市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

市第 98 号

例の全部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務
条件に関する条例（現行）

（趣旨）

第 1 条 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 16 条第 2 項の
規定に基づく、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という
。）の給与、勤務時間その他の勤務条件については、この条例の
定めるところによる。

（給料および諸手当）

第 2 条 教育長の受ける給料および諸手当の種類および額ならびに
支給方法については一般職職員の例による。

2 教育長には、前項に定める給料および諸手当のほか、横浜市退
職手当条例（昭和 24 年 8 月横浜市条例第 40 号）の定めるところに
より退職手当を支給する。

（勤務時間等）

第 3 条 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、横浜市一般職職員の
勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）及び横
浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第
3 号）の定めるところによる。

2 教育長の旅費は、横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第
73 号）の定めるところによる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教育長の勤務条件は、一般職職員
の例による。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 10 月 1 日から適用

市第 98 号

する。

(第 2 項省略)